

大阪狭山市オリジナル商品開発事業支援補助金 募集要項

1. 目的

大阪狭山市ふるさと応援寄附金の新たな返礼品の開発又は既存の返礼品の改良等、大阪狭山市の魅力を市内外にPRする大阪狭山市オリジナル商品の開発を行う事業者(以下「事業者」という。)に対し、予算の範囲内で大阪狭山市オリジナル商品開発事業支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することで、大阪狭山市の産業の振興と地域の活性化及び大阪狭山市のプロモーション強化を図ることを目的とする。

2. 補助対象者の要件

市内に主たる事務所又は事業所を有する事業者又は市内で生産された農作物を原材料とした商品を製造する事業者であって、次のいずれの条件にも該当するもの。

- (1) 市町村税の滞納がないこと。
- (2) 大阪狭山市暴力団排除条例(平成25年大阪狭山市条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (3) 商品の適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できる者であること。

※ 上記の要件にかかわらず、市長が返礼品提供事業者として適当でないと判断した者は、補助対象者となりません。

3. 補助金対象経費等

補助対象事業の実施に必要な経費のうちであり、かつ、補助金の交付決定後に発生する経費であって、以下の表に定める経費とします。

区分	内容	補助限度額	補助率
報償費	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金等	200,000円	2/3 以内
旅費	外部専門家招聘に係る旅費等		
消耗品費	製品の容器、包装材等少額の物品購入費等		
印刷製本費	パッケージ、包装紙、シール、販促物品等の印刷製本費等		
手数料	各種許認可の取得に係る経費、成分分析等検査に係る経費等		
委託料	パッケージ等のデザイン、試作品の外注に係る委託料等		
原材料費	製品等の開発又は改良に係る原材料費等		
備品購入費	製品等の開発又は改良に必要な備品（汎用性のある備品を除く）購入に係る経費等		

- ※ 算出額に1,000円未満は切り捨てます。
※ 経費に係る消費税及び地方消費税相当額、その他適当と認められない経費は補助の対象となりません。
※ 国、大阪府その他の機関等からの補助金その他これに類するものを当該商品の開発等のための経費に充当しているときは、補助金の額は補助対象経費から当該補助金等の額を控除して得た額とします。

4. 交付申請

必要書類は以下のとおりです。

- (1) 大阪狭山市オリジナル商品開発事業支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大阪狭山市オリジナル商品開発事業計画書（様式第2号）
- (3) 宣誓・同意書（様式第3号）
- (4) 補助対象経費の見積書
- (5) 市町村税の滞納がないことの証明書（直近2箇年分）
- (6) その他市長が必要と認める書類

※ やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した大阪狭山市オリジナル商品開発事業支援補助金交付決定前着手届出書（様式第4号）の提出が必要です。

5. 交付決定後に変更が生じた場合

交付決定後、申請事項に変更が生じた場合は、大阪狭山市オリジナル商品開発事業計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出してください。

※ ただし、補助対象事業の目的及び補助金の額に変更を及ぼさない変更で、かつ、補助対象経費の20%以内の変更（経費配分の変更を含む。）である場合は除きます。

6. 実績報告

事業完了の日から起算して2箇月以内又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度末までに、以下の書類を提出してください。

- (1) 大阪狭山市オリジナル商品開発事業支援補助金実績報告書（様式第8号）
- (2) 補助金により実施した内容が分かるもの（事業の完了が確認できる写真又はサンプル品等）
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類（内訳明細書、領収書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

7. 交付請求

補助金確定後、交付請求書（様式第10号）（要押印）を提出してください。

交付請求の内容が適当と認められる場合は、補助金を交付します。

8. その他

- 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にすることはできません。

- 必要に応じて、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することがあります。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、補助金の全額又は一部が返還の対象となることがあります。
 - (1) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) 要綱の規定に違反したとき。
- 当該補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にすることはできません。(ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の例による期間を経過した場合は除く。)なお、処分を制限された取得財産等を処分する場合は、あらかじめ、市の承認を受ける必要があります。(取得財産等の処分をすることにより収入がある場合、当該補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納入いただくことがあります。)
- 補助対象事業の収入及び支出に関する帳簿並びにこれを証する書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の末日から起算して5年間保存してください。

9. 問い合わせ

大阪狭山市 市民生活部 産業にぎわいづくりグループ

TEL 072-366-0011(代表)